

群馬大学共同教育学部附属教育実践センター学部・附属学校連携推進室
教員養成FD活動推進委員会内規

令和2.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学共同教育学部附属教育実践センター規程第4条第2項の規定に基づき、群馬大学共同教育学部附属教育実践センター学部・附属学校連携推進室教員養成FD活動推進委員会（以下「教員養成FD推進委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 教員養成FD推進委員会は、学部と附属学校が連携して組織的な研修を実施し、教員養成に携わる教員としての自覚を涵養し、教育・研究指導能力の向上を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 教員養成FD推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育支援についての企画・開発に関すること。
- (2) 研修の実施に関すること。
- (3) その他教員養成FD推進委員会の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 教員養成FD推進委員会に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) その他必要な職員

(委員等)

第5条 委員長及び副委員長は、共同教育学部の主担当を命ぜられた教員のうち学部長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、教員養成FD推進委員会の業務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

(運営委員会)

第6条 教員養成FD推進委員会の業務の円滑な運営を図るため、教員養成FD推進委員会に運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、教員養成FD推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。